公平委員会議事録

令和5年3月22日(水)公平委員会室において定例会を開催した。

出席者 委員長 山下幸雄 委員 松川正毅 委員 今枝史絵事務局 青木基史

案 件

- 1 事務報告について
- 2 2月定例会議事録について
- 3 職員団体登録事項等変更届出書の受理について(茨木市教職員組合)
- 4 茨木市公平委員会に関する規則の一部改正及び管理職員等の範囲を定める 規則の一部改正について
- 5 茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の廃止について
- 6 職員からの苦情相談について
- 7 その他

開会 午前8時59分

山下委員長

ただいまから、茨木市公平委員会3月定例会を開催いたします。 本日の定例会には全委員が出席いただいております。

まず始めに日程第1、事務報告について、事務局長から説明して ください。

青木事務局長

事務報告をいたします。資料1ページをお開きください。

令和4年度大阪府公平委員会連合会役員市事務局長会の審議結果についてでございます。

令和5年5月17日(水)に高石市にて開催予定でありました、通常総会及び役員会を書面開催とし、講演会については中止すると3月9日付け府公連第21号で通知がございました。理由につきましては、全国公平委員会連合会近畿支部第1回理事会を書面開催と予定され、時期は未定ですが、特別研究会及び事務研究会が、動画配信及び資料の配布による実施を検討されていることを鑑み、同時期に予定されている府公連総会についても、書面開催にすることが適当である。また、対面開催で意見聴取をしなければならない案件等もないことも理由とされています。

分担金・年会費及び総会参加費も徴収されないことも判断されております。

次に弔辞報告はございません。

事務報告は以上でございます。

山下委員長

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

松川委員

ございません。

今枝委員 山下委員長 ございません。 特にないようですので、日程第2、2月定例会議事録について。

議事録は事前に電子メールで送らせていただき、確認いただきましたが、内容について何かございますか。

松川委員

ございません。

今枝委員

ございません。

山下委員長 特にないようですので、2月定例会議事録は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第3、議案第1号職員団体登録事項等変更届出書の受理に ついて事務局長から説明してください。

青木事務局長

資料5ページをお開きください。

議案第1号、職員団体登録事項等変更届出書の受理について。茨木市教 職員組合から提出された職員団体登録事項等変更届出書を受理する。 令和5年3月22日提出 茨木市公平委員会 委員長 山下幸雄 議案第1号の届出書について、事務局で内容の審査をいたしました。 届出にかかる要件や書類に不備な点はなく、また、構成員の全員が平等に 参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で役員 が選出されていますので、この変更届は受理すべきものと考えます。 説明は以上でございます。

山下委員長 松川委員 今枝委員 山下委員長 ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

ございません。

ございません。

特にないようですので、議案第1号、茨木市教職員組合からの職員 団体登録事項等変更届出書は受理することに決定いたします。登録通知 をお願いします。

山下委員長

日程第4、議案第2号茨木市公平委員会に関する規則の一部改正及び 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正と、日程第5、議案第3号茨 木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の廃止に ついて、併せて事務局長から説明してください。

青木事務局長

資料13ページをお開きください。

議案第2号茨木市公平委員会に関する規則の一部改正についてでござ います。

国家公務員の人事給与制度に準じ、より職務及び職責に応じた制度を 構築し、職員の職務遂行意欲の向上等に資するため、一般職の職員の給 与に関する条例が改正され、等級別基準職務表が整理されたことに伴い、 所要の改正を行うものです。資料14ページをお開きください。

茨木市公平委員会に関する規則の一部改正及び管理職員等の範囲を 定める規則の一部改正されます文言等が記載されております。

資料15ページをお開きください。茨木市公平委員会に関する規則で ございます。

事務局職員 第6条、職務 第7条に、それぞれ統括専門官を新たに 加えられ文言整理がされております。

また、茨木市公平委員会以外の職につきましても同様に変更されており、 資料23ページにございます別表に示されております。これら管理職員 等の範囲を定める規則の一部改正でございます。

併せて子育て支援総合センターの名称変更に伴い、所要の改正も行っ ております。

次に、議案第3号茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市公平 委員会規則の廃止についてでございます。

資料27~44ページでございます。

これまで地方公共団体における個人情報の取扱い等については条例で 定められていましたが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護 とデータ流通の両立及び国際的な制度調和を図ることを目的とした個人 情報の保護に関する法律の改正により、同法に行政機関等を対象とした 全国共通ルールが定められ、令和5年4月1日から地方公共団体にも適 用されることにより、個人情報保護制度の根拠規定が統一化されたこと から、当該法律を施行するために必要な事項を定めた茨木市個人情報の 保護に関する法律施行条例及び茨木市個人情報の保護に関する法律施行 細則の規定を直接適用することとされたため本規則を廃止するものです。 説明は以上でございます。

山下委員長 今枝委員 ただいまの説明につきましてご質問等ございませんか。

個人情報保護法の改正により、個人情報の取扱い等については、地方公共団体も条例ではなく法律で規律されることになり、これまでの茨木市個人情報保護条例(旧条例)は廃止される(一部条例で定めることができる部分のみ定めた新条例が制定施行される)ことになるが、旧条例の特則であった「茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市公平委員会規則(昭和62年茨木市公平委員会規則第2号)」は廃止になるということですね。

青木事務局長 山下委員長

その通りです。

それでは、議案第2号、茨木市公平委員会に関する規則の一部改正 及び管理職員等の範囲を定める規則の一部改正、議案第3号、茨木市個 人情報保護条例の施行に関する茨木市公平委員会規則の廃止について

は、原案のとおり決定させていただきます。

山下委員長

次に、日程第6、職員からの苦情相談について、事務局長から説明してください。

休憩いたします。

(午前9時24分)

山下委員長

再開いたします。

(午前9時42分)

以上で本日の予定案件は、すべて終了いたしました。

次回、4月の公平委員会は4月26日(水)午前9時から開催いたします。

それでは5月の公平委員会の日程を決めたいと思います。

< 5月公平委員会の日程調整>

山下委員長

5月の公平委員会は5月23日(火)午前9時から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の定例会は、これで終了いたします。

閉会 午前9時46分

令和5年4月26日決定

委員長 山下 幸雄

委員 松川 正毅

委員 今枝 史絵

事務局長 青木 基史